

# 建築確認申請等の

# 電子申請が可能となります。



令和8年5月15日より建築基準法に基づく、建築確認申請及び計画通知（以下、「確認申請等」という。）の電子申請受付（試行）を段階的に開始します。

※なお、引き続き書面による申請も可能です。

## 電子申請の対象となる手続き

栃木県が所管する市町における建築物・工作物・昇降機に係る、確認申請等が対象となります。建築基準法第93条に基づく消防同意の有無により開始時期が以下のとおりとなります。

○消防同意無しの確認申請等  
令和8年5月15日～

○全ての確認申請等  
令和8年10月予定

## 電子申請の流れについて

確認申請等の申請は一般財団法人建築行政情報センター（以下、「ICBA」という。）の「電子申請受付システム」を使用して、手数料の納付は「栃木県電子申請システム」を使用して行います。基本的な流れは、裏面をご覧ください。

また、電子申請の詳細は以下のページをご覧ください。

◆スマートフォンから



◆パソコンから

確認申請 電子申請

検索



①栃木県ホームページにアクセスする。

②「検索キーワード」欄に「確認申請 電子申請」と入力し検索

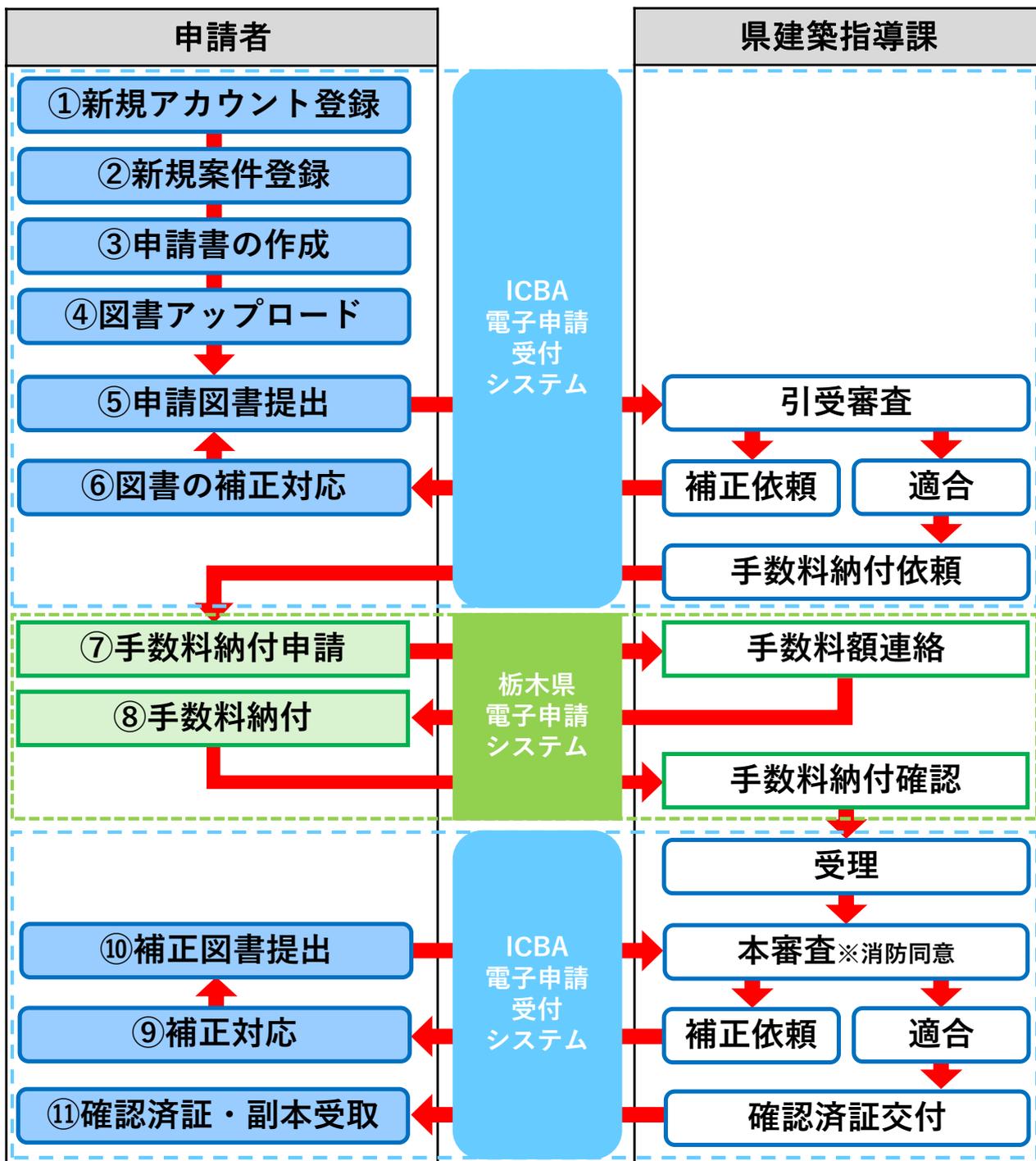
## 問い合わせ先（平日8:30～17:15）

建設地	建築指導課	問い合わせ先
矢板市、さくら市、那須烏山市、上三川町、壬生町※、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	審査指導第一担当	☎028-623-2867
真岡市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町	審査指導第二担当	☎028-623-2872

※R8.3.31までの問い合わせ先は、審査指導第二担当

栃木県県土整備部建築指導課

# 電子申請手続きの流れ



## 電子申請にあたっての注意事項

### ○受理日について

受理日は、県が手数料納付を確認できた日となります。

営業時間外（17:15～翌8:30）や祝日・休日に申請した場合、受理日は翌営業日以降になります。

### ○確認済証の交付について

確認済証は、当面の間、書面による交付となります。受取方法は手数料納付時に「郵送」か「窓口交付」をお選びください。

なお、郵送を希望する場合は、手数料納付時に郵送料の納付が必要となります。

### ○副本の返却について

電子申請では、紙による副本の返却はありません。

システム上にてアップロードしたファイルが副本となります。

なお、紙申請の場合は、従来どおり、紙により返却いたします。